

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設を整備の必要性	
<p>① 現状分析</p> <ul style="list-style-type: none">石巻健康センター あいプラザ・石巻の具体的な活用については、地域住民等の意見を取り入れながら検討を進めている。中心市街地内には、小中学校、高等学校などの教育施設は立地していない。 <p>② 事業の必要性</p> <p>【教育文化施設】</p> <ul style="list-style-type: none">現庁舎周辺は、教育施設等が集積した「文教地区」である。機能移転後の現庁舎施設については、地域性を考慮し図書館・公民館機能等を有した世代間交流が可能な「地域交流センター」としての整備を長期的な視野で進める。中心市街地外にある既存の施設については、建て替え時に中心市街地内への整備を優先的に検討することとし、今後必要に応じて新たな教育文化施設の整備を検討する。 <p>【社会福祉施設】</p> <ul style="list-style-type: none">新たな施設整備について、現時点では具体的な計画を有しないことから想定しないが、今後とも中心市街地内の高齢化の進展が予想されることから、既存の建物などを利用した民間事業者による開業の促進に努める。 <p>③ フォローアップ</p> <p>年1回、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置を講ずる。</p>	

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
<p>〔事業名〕 石巻健康センター あいプラザ・石巻 (旧ペアーレ) 活用 事業 (健康増進施 設)</p> <p>〔内容〕 ○健康増進施設活 用事業 1 式</p> <p>〔実施時期〕 平成20年度～</p>	<p>市</p>	<p>中心市街地に位置する「旧ペアーレ石巻」については、平成20年度に年金・健康福祉施設整理機構から市が取得。平成21年度から「石巻健康センター あいプラザ・石巻」として、これまでの健康増進機能に加えて、子育て支援機能を付加し、他の施設と連携したイベント等を積極的に進め、健康・福祉の拠点施設として位置づける。</p> <p>本事業は、拠点施設の利用者数、歩行者・自転車通行量、定住人口に効果のある事業である。</p>	<p>〔支援措置〕</p> <p>〔実施時期〕</p>	